

議案第56号 星田エリア全体事業事業者選定審査委員会条例の制定について

議案書31P~33P

1. 条例制定の目的

星田エリア全体事業を実施するにあたり、事業者の選定に係る審査基準及び提案内容等について審議を行う場として、選定審査委員会を設置するため、新たに条例を制定する。

2. 条例の主な内容

主な内容	
第3条（所掌事務）	<p>◆委員会は次の事項について審議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の選定に係る審査基準に関すること。 ・事業者の選定に係る提案内容等の評価に関すること。 ・前2号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し委員会が必要と認めること。
第4条（組織）	<p>◆委員会は、7人以内の委員で組織し、委員については、次の者から市長が委嘱するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・地域住民の代表者 ・本市職員 ・その他市長が必要と認める者

3. 施行日

条例の施行日は、公布の日とする。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和5年10月定例会

	議案の 件名	議案第56号 星田エリア全体事業事業者選定審査委員会条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）			
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、星田エリア全体事業事業者選定審査委員会を設置する。		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
		92					92
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
星田エリア全体事業を実施するにあたり、優れた企画内容や業務遂行能力、豊富な経験などを持つ事業者を選定するため、事業者の選定に係る審査基準及び提案内容等について、審議を行う場として、審査委員会を設置する必要があるため。		市と地元財産区との共同事業で実施することにより、急傾斜対策工事で発生する土砂をため池の埋立土として活用し、事業費削減を図る。					
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
星田エリアにおける行政・地元の共通課題である急傾斜地対策及び地元財産区の課題であるため池の処分活用について、市・地元の共同事業として、課題解決に向けた事業を実施するための検討を令和3年度より行い、当該事業を実施するにあたり、事業者の選定に係る審査基準及び提案内容等について、審議を行う場として、審査委員会の設置が必要となることから条例制定するに至ったもの。		まちづくりの目標	目 標	—			
		政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営			
		施策	施 策	協働によるまちづくり			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
〈市民参加の状況〉		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
有・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）							
		〈政策等の実施時期〉		公布の日			
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）			
		財産管理室		有 ・無（条例概要）			